

衆議院法務委員会
第二百一回国会

議録第4号

(九三)

令和二年三月十三日(金曜日)	午前九時開議
出席委員	
委員長 松島みどり君	
理事 伊藤 忠彦君	理事
理事 鬼木 誠君	理事
理事 葉梨 康弘君	理事
理事 山尾志桜里君	理事
井出 庸生君	演説
奥野 信亮君	三月十三日
神田 裕君	委員の異動
国光あやの君	
出畠 寒君	辞任
藤井比早之君	古川 康君
宮崎 政久君	宮路 拓馬君
山下 貴司君	落合 貴之君
和田 義明君	川内 博史君
川内 博史君	落合 貴之君
日吉 雄太君	吉川 拓馬君
松平 浩一君	古川 康君
竹内 譲君	宮路 拓馬君
串田 誠一君	落合 貴之君
森 まさこ君	同日
宮下 一郎君	補欠選任
義家 弘介君	古川 康君
宮崎 政久君	宮路 拓馬君
堀田 真哉君	川内 博史君
木村 陽一君	落合 貴之君
清君	落合 貴之君

内閣府副大臣	法務大臣	法務副大臣	法務大臣政務官	最高裁判所事務総局人事局	政府参考人(内閣法制局第一部長)	政府参考人(人事院事務総局給与局次長)	政府参考人(内閣府大臣官房総括審議官)
葉梨 康弘君	山尾志桜里君	鬼木 誠君	伊藤 忠彦君	田所 嘉徳君	越智 隆雄君	嘉徳君	隆司君
稻富 修二君	雅一君	修二君	忠彦君	吉永 和生君	和生君		
井野 俊郎君	俊郎君	俊郎君	誠君	官(厚生労働省大臣官房審議官)	官(厚生労働省大臣官房審議官)	官(厚生労働省大臣官房審議官)	官(厚生労働省大臣官房審議官)
門山 宏哲君	門山 宏哲君	門山 宏哲君	君	藤井 宏治君	藤井 宏治君	藤井 宏治君	藤井 宏治君
黃川田仁志君	中曾根康隆君	吉川 拓馬君	吉川 拓馬君	吉川 拓馬君	吉川 拓馬君	吉川 拓馬君	吉川 拓馬君
小林 茂樹君	吉川 拓馬君	吉川 拓馬君	吉川 拓馬君	吉川 拓馬君	吉川 拓馬君	吉川 拓馬君	吉川 拓馬君
中曾根康隆君	吉川 拓馬君	吉川 拓馬君	吉川 拓馬君	吉川 拓馬君	吉川 拓馬君	吉川 拓馬君	吉川 拓馬君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国長等)

○松島委員長 これより会議を開きます。

内治安、人権擁護に関する件(検察官の勤務延長等)

この際、森まさこ法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。森法務大臣。延長等について調査を進めます。

○森国務大臣 このたびの私の一連の言動により国会の御審議に大変なる御迷惑をおかけしたこと

を、心よりおわびを申し上げます。

まず、三月九日の参議院予算委員会における答

弁は、私の個人的見解を述べたものでしたが、検察を所管する法務大臣として、検察の活動について個人的な評価を述べたことは不適切であります。法務大臣としては、これまで法務省が認定した事実を確認すべきであつたと考えます。改めて、三月九日の答弁を撤回させていただきます。

また、三月十一日の衆議院法務委員会で山尾委員からこの答弁を示されて、事実ですかとの御質問がなされた際に、私が事実ですと答弁したのは、参議院予算委員会でこの答弁をしたということが事実であると申し上げたのですが、誤解を招きかねない表現であったと思います。おわびを申し上げます。

そして、三月十一日の参議院予算委員会の質疑中、私が離席した際に記者からの取材を受けたことも、まことに不適切でありました。改めて心よりおわびを申し上げますとともに、今後の国会の御審議におきましては、より一層、誠実に対応させていただく所存です。

中、私が離席した際に記者からの取材を受けたことも、まことに不適切でありました。改めて心よりおわびを申し上げますとともに、今後の国会の御審議においては、より一層、誠実に対応させていただく所存です。

○松島委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。葉梨康弘さん。

○葉梨委員 自民党・無所属の会の葉梨康弘です。

今、大臣から説明を聞きました。私も幾つか質問させていただきたいと思います。

○松島委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。葉梨康弘さん。

○松島委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○松島委員長 この際、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、政府参考人として内閣法制局第二部長木村陽一さん、人事院事務総局給与局次長佐々木雅之さん、内閣府大臣官房総括審議官渡邊清さん、警察庁長官官房審議官小柳誠二さん、法務省刑事局長川原隆司さん及び厚生労働省大臣官房審議官吉永和生さんの出席を求める説明を聽取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松島委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○松島委員長 次に、お諮りいたします。

本日、最高裁判所事務総局人事局長堀田真哉さ

めで重いものです。今回、大臣が答弁を撤回し、謝罪ということになりました。どういう点が問題となり、撤回されたと御認識されているでしょうか。

○森国務大臣 従来からの事実認定を精査せずに、検察の活動について、かつての個人的な評価を国会の場で答弁をしたことは、検察を所管する法務大臣としてやはり問題であると考えます。

今回、撤回の上、謝罪させていただきました。

○葉梨委員 実は私も、ちょっと不勉強でございました、山尾さんの質疑があるまでは、三月の九日の参議院予算委員会での森大臣の発言、私、知

○川内委員 国会で聞いていることに関しても、行政裁量などというわけのわからない言葉で答弁を拒否されるのであれば、これ以上、委員会の審議は続けられないということで、この場を退席しなければならなくなります。

○松島委員長 川内委員、いかがでしようか。質問に対しでは答弁を。
質疑の持ち時間が終了いたしました。速記を停止した十分を考慮し、当初よりずらしまして、十二時二十一分、質疑持ち時間が終了いたしました。

る変わつてゐるわけですね。
三月十一日の当委員会で山尾議員が、最初に挙げたこと、理由なく釈放したというこの大臣の発言を明示して、まず、これは事実かということを聞き、第二に、今回の解釈変更に關係あるのか、二点聞きたい、まず一点目はどうかといふふう。

ているわけですね。最後は内容について謝罪、撤回されたようなことをおっしゃっていますけれども、これについては後でお聞きします。

いかんせん、この問題は、本当に、大臣が今答弁されていてことそのものも、一体本当に確定しているのかどうかわからないわけですね。

主義の重大な発言をされたんですよ、今。行政裁量で答えたくないものは答えないということを今後許してしまうということになりますよ、国会の議論において。それは、民主主義の原理原則を踏み外すことになりますよ。こんなことを許すことはできませんよ。それはだめだ。絶対これは許せない。私はふだん穩やかに質疑をするタイプだが、これは絶対許せないです。行政の裁量で答えない。公務員が仕事で官邸に行っているんですね。誰と会ったんですか、誰と会合したんですか、誰と打合せをしたんですかと。打合せをした相手を答えられない、それは行政の裁量だなどと

に、明確に事実のことを質問された、区分けして質問されたのに対しても事実でございますと断言されたわけですね。そして、第二点に入りました、その後すぐ。

ところが、その後、その部分については当時の個人的見解でござりますと修正されたわけですね。

さらに、午後の参議院予算委員会では、一番初めに山尾議員にした、事実でござりますという答弁は、三月九日の参議院予算委員会でそういう答弁をしたことを指すのだという趣旨の答弁、言いかえました。

中身についてお聞きしますけれども、大臣は、個人的見解、法務省に確認した事実と異なる事実を発言しましたということを記者会見で述べています。
前提として、法務省に確認したいんですが、森大臣は検察官が最初に逃げたと言うんですけれども、当時、二〇一一年三月十五日以降何があったのか、法務省としての事実認識を答弁してください。

いうことは絶対に許せません。委員長から御指示ください、答えるなどと。

○松島委員長　発言は終了いたしました。
それでは、藤野保史さん。
○藤野委員　日本共産党の藤野保史です。
森大臣は、昨日の会見、そしてきょうの委員会で、冒頭で、この間の一連の答弁について一定の謝罪と撤回を行いました。しかし、この問題の重大性に鑑みれば、謝罪と撤回では到底済まない。きょう

大臣、お聞きしますが、こういう国会への大臣の答弁のあり方そのものについては今回何もおつしゃつてないよう思うんですが、どのようにお考えなんでしょうか。

ラインも途絶するなどの状況となつてございましました。そのため、支部庁舎に関係人を呼び出して調べを行うことが困難であり、大きな支障が生じております。

さらに、福島地方裁判所から執務場所を変更したい旨の申出がございましたので、福島地方検察庁いわき支部の執務場所を一時的に郡山支部に変更したものと承知しております。

は、答弁をきちつとしましたと思っております。
○川内委員 法的根拠って、行政の裁量ですとい
うのが法的根拠ですか。ちょっとと山尾先生、助け
てくださいよ。こんなのは許すんですか。法的根
拠を答えてくれというのが、行政の裁量ですとい
うのが法的根拠なんですか。
○松島委員長 川内さんの質問に対しても答えた
と思います。

○川内委員 じゃ、行政裁量で答えないというの
は法的根拠のある御答弁なんですか。

○森国務大臣 さまざまな行政法の法体系のもと
で行政機関として行政行為をしております中での
行政裁量の問題でございます。

うも、先ほどの川内委員の質問のときに、内閣人事局と一月二十三日に協議していたという新しい事実も出てまいりました。

○藤野委員 私が聞いたのは、答弁がくるくる変わっていることなんです。このことそのものについて、今、どういうお考えなんですか。何もおしゃらないんですね。

○森国務大臣 答弁を一貫しておると思うますが、誤解を招きかねない表現があつたところについてはおわびを申し上げます。

○藤野委員 いや、今私が紹介したのは、全部同じ日なんです。同じ日なのに、答弁が二転三転しちゃうんです。

また、福島地方検察庁管内の被疑者等の釈放につきましては、検察官が個々の事案を慎重に判断し、終局処分が可能な者については起訴等の処分を行い、身柄拘束を継続する必要がないと判断した者について釈放の手続を行つたものと承知しております。

<p>が公務遂行上必要になることがあり得る場面について、東日本大震災のような大規模災害を例示的に述べたものにすぎませんが、これはもう答弁としては撤回をいたしました。（藤野委員「二号ですかね。委員長、答えていません」と呼ぶ）</p> <p>○松島委員長 質問者は三つの例のうちの何号に当たるかという質問ですので、それに対し簡潔にお答えください。</p> <p>○森国務大臣 異議などあるのは、二号のことのございます。</p> <p>○藤野委員 大臣は、二月二十日の予算委員会での私の質問に対して、今回の解釈変更において、黒川氏に適用したのは人事院規則の何号ですかと私が質問しましたら、三号ですと答弁されているんですね。十一日の当委員会でも、大西委員に同様の答弁をされております。</p> <p>三号は、先ほど言つたように、業務上の性質なんですね。二号は、今言つたように、勤務環境なんです。全く両者は異なりますし、今回の解釈変更に関するのは三号なんです。</p> <p>大臣にお聞きしますが、何で三号ではなくて、二号に関係する福島のことを答弁されたんですか。</p> <p>○森国務大臣 まず、一般的な勤務延長の解釈変更と個別的人事は別の事柄でございます。</p> <p>まず、一般的な勤務延長の解釈変更については、さまざまな事柄を考慮して勤務延長に至りました。それは、一号とか二号とか三号の、その具体的に固定したものではなく、さまざまなことを検討して解釈変更に至りました。また、それと個別的人事については別の当てはめでございます。</p> <p>○藤野委員 いや、全くよくわかりません。</p> <p>私が聞いたのは、今回の解釈変更に関するものではございません。しかしという山尾議員の質問に対する回答は、一回を出されたんです。これは一回目なんです、一回目じゃないんです。ですから、何で一号なのかと、三号を適用しているのに。答えになつていなければ。何で答えになつていなか</p>	<p>れたんですかという質問なんです。</p> <p>○森国務大臣 私は、どのような社会情勢の変化があつたんですかと言うときに答えるのならわかりますよ。私が聞いたのは、山尾議員の今回の解釈変更に関するものでございますかという二点目の質問、ここに対して、大臣が一号で答えられたことなんですよ。</p> <p>今回の解釈変更は三号なんです、大臣自身がお答えになつたように。何で違うんですかということを聞いているんです。関係ないですよね。</p> <p>○松島委員長 ちょっとと速記をとめてください。</p> <p>○森国務大臣 委員の御指摘の山尾議員の御質問と、いうのが令和二年三月十一日の御質問のことか</p> <p>が、これは事実なんですかということ、これは本当に今回の解釈変更に関係しているんですかと</p> <p>いうふうに思ひますけれども、ここで山尾議員におつしやいました。まず一点目、いかがですか</p> <p>ということに対しても、はい、事実でございますと</p> <p>答えました。そしてその後、二点目についてといふことで、自然災害のことについて述べております。</p> <p>これは、解釈変更、勤務延長という法律の解釈変更について述べたものでございまして、個別的人事をすることを答弁しているものではございません。</p> <p>○藤野委員 要するに、答えないんですね。勝手に質問をねじ曲げて、自分の答えたいことを答えます。</p> <p>今回の解釈変更に関係しているんですかと聞い</p>
<p>たら、今回の解釈変更というのは三号にかかわることなんですよ。私のときにはそう答えられていましたから。もういいです。</p> <p>要するに、こういう答弁の仕方も含めて、本当に大臣としての資質が問われると思うんですね。もう一点聞きたいと思います。</p> <p>先ほど葉梨委員からもありましたが、参議院選算委員会の質疑中に、その議場外でマスクの取材を受けたと報じられている。普通、国会で取材するようなプロの政治記者の皆さん、予算委員会がやられていて、そのまさに中心的な大臣が中座されたとしても、それはトイレとかそういうことであつて、そこでぶら下がりするなんということはあり得ないんですよ。極めて異常なことが起きた。不自然なんです。報道で、秘書官がその後今は使わないようになると言ったというのを報じられていますが、それぐらい異常なことなんですよ。だから、これはよくわからない。</p> <p>大臣、お聞きしますが、マスクから取材があつたんですか。それとも、大臣からマスクに発言をされたのか。どっちが先だったんでしょうか。</p> <p>○森国務大臣 私が離席中に記者から質問を受けてしまつたことについては、まことに不適切な行動でございました。深くおわびを申し上げます。</p> <p>○藤野委員 これは極めて不自然だと思いますね。</p> <p>これについては今後も引き続き調査したいと思いますが、午前中の衆議院当委員会で行った答弁が大問題になつて、急遽、午後の参議院予算委員会に大臣が出席することになつた、まさにその審議中ですよ。</p> <p>では、仮にマスクから受けたとして、不適切なのは、大臣おっしゃいましたが、どういうふうに不適切だという御認識なんでしょうか。</p> <p>○森国務大臣 予算委員会の審議中に記者の質問に答えたことがまことに不適切だというふうに承知をしておりました。申しわけございませんでした。</p>	<p>たら、今回の解釈変更というのは三号にかかわることなんですよ。私のときにはそう答えられていましたから。もういいです。</p> <p>要するに、こういう答弁の仕方も含めて、本当に大臣としての資質が問われると思うんですね。もう一点聞きたいと思います。</p>
<p>先ほど葉梨委員からもありましたが、参議院選算委員会の質疑中に、その議場外でマスクの取材を受けたと報じられている。普通、国会で取材するようなプロの政治記者の皆さん、予算委員会がやられていて、そのまさに中心的な大臣が中座されたとしても、それはトイレとかそういうことであつて、そこでぶら下がりするなんということはあり得ないんですよ。極めて異常なことが起きた。不自然なんです。報道で、秘書官がその後今は使わないようになると言ったというのを報じられていますが、それぐらい異常なことなんですよ。だから、これはよくわからない。</p> <p>大臣、お聞きしますが、マスクから取材があつたんですか。それとも、大臣からマスクに発言をされたのか。どっちが先だったんでしょうか。</p> <p>○森国務大臣 私が離席中に記者から質問を受けてしまつたことについては、まことに不適切な行動でございました。深くおわびを申し上げます。</p> <p>○藤野委員 これは極めて不自然だと思いますね。</p> <p>これについては今後も引き続き調査したいと思いますが、午前中の衆議院当委員会で行った答弁が大問題になつて、急遽、午後の参議院予算委員会に大臣が出席することになつた、まさにその審議中ですよ。</p> <p>では、仮にマスクから受けたとして、不適切なのは、大臣おっしゃいましたが、どういうふうに不適切だという御認識なんでしょうか。</p> <p>○森国務大臣 予算委員会の審議中に記者の質問に答えたことがまことに不適切だというふうに承知をしておりました。申しわけございませんでした。</p>	<p>○藤野委員 要するに、三権分立ということが本当にわからなくなつているのかなと。みずからのがあって勤務延長が必要になつたのでしょうかなどとの問い合わせをして、例えなどとすることで例を述べたものでございます。それは、個別的人事の担当はめとは違います。</p> <p>○森国務大臣 私は、どのようないわゆる社会情勢の変化があつて勤務延長が必要になつたのでしょうかなどとの問い合わせをして、例えなどとすることで例を述べたものでございます。それは、個別的人事の担当はめとは違います。</p> <p>○藤野委員 全く違う。</p> <p>その答えは、小西委員がどういう状況の変化があつたんですかと言つて答えるのならわかりますよ。私が聞いたのは、山尾議員の今回の解釈変更に関するものでございますかという二点目の質問、ここに対して、大臣が一号で答えられたことなんですよ。</p> <p>今回の解釈変更は三号なんです、大臣自身がお答えになつたように。何で違うんですかということを聞いているんです。関係ないよね。</p> <p>○松島委員長 ちょっとと速記をとめてください。</p> <p>○森国務大臣 委員の御指摘の山尾議員の御質問と、いうのが令和二年三月十一日の御質問のことか</p> <p>が、これは事実なんですかということ、これは本当に今回の解釈変更に関係しているんですかと</p> <p>いうふうに思ひますけれども、ここで山尾議員におつしやいました。まず一点目、いかがですか</p> <p>ということに対しても、はい、事実でございますと</p> <p>答えました。そしてその後、二点目についてといふことで、自然災害のことについて述べております。</p> <p>これは、解釈変更、勤務延長という法律の解釈変更について述べたものでございまして、個別的人事をすることを答弁しているものではございません。</p> <p>○藤野委員 要するに、答えないんですね。勝手に質問をねじ曲げて、自分の答えたいことを答えます。</p> <p>今回の解釈変更に関係しているんですかと聞い</p>

思います。同時に、何で法務大臣がこういう対応に陥ってしまったのか。これはやはり安倍総理が、安倍政権が黒川検事長の定年延長という極めて無理筋の閣議決定を行つたからなんですね。その総理が森大臣を厳重注意する。まさにブラツ

クジョークのような話だと私は思います。
やはり謝罪、撤回すべきは安倍総理であつて、
撤回すべきは安倍政権が行つた閣議決定そのもの
だと思います。このことも厳しく指摘しておきた
だと思ひます。

いと思います。
その上で、定年延長そのものをめぐつても、今
の、事実をねじ曲げたり、いろいろしていくとい
うのは繰り返されているんですね。配付資料の一
をごらんいただきたいんですけれども、これは法
務省が三月五日の法務委員会理事懇談会に提出し
てきた文書であります。全部つけてるので申し
わけないんですが。

実はこれは、当初は野党からの資料請求だったのですが、理事懇での議論の結果、与党の皆様の御了解も得て、法務委員会理事懇談会として正式に文書で対応を法務省に求め、それに対して法務省が文書として回答してきたものです。非常に重みのあるものだと私は受けとめています。

この四枚目を見ていただきますと、上の丸といふのは理事懇側からの要求なんです。解釈変更を是とする法務省としての今般の意思決定に至る過程及び結果を跡づけ又は検証できる文書の提出、これを求めました。それに対し、回答として、法務省から、今般の解釈に関する意思決定過程等を明らかにする文書として、三つの文書が提出されました。

そのうち、きょうは、主に「検察官の勤務延長について（二〇〇一—六メモ）」、これは資料の八枚目になるんですが、これを見ていただきたいと思うんですね。ここにこういう記述があります。検察官の定年に関する規定については、昭和六十年の国公法改正により一般の国家公務員に関する定年制度が導入される以前に存在していたことから、定年年齢に差異がある点については、職務

(伊藤栄樹「新版検察庁法逐条解説」)、検察官の定年制度そのものの趣旨としては、検察庁法のいわば前身である裁判所構成法(明治二十三年法律第六号)の審議においても、後進のために進路を開いて新進の者をしてその地位を進めして、もつて司法事務の改善を図るということとの目的のためになどと説明されていたところであつて(第四十五回帝国議会衆議院)、適正な新陳代謝の促進等により能率的な公務の運営を図るといった国公法の定年制度の趣旨と差異はないと考えられる、こういう記述なんですね。

つまり、戦前の裁判所構成法と今の国公法は趣旨が同じなんだから、国公法で検察官に定年延長を認めてもいいよ、こういう論立てになつております。これは本当にそつなのか。

せつかく法務省が第四十四回帝国議会というものを示していただいたので、私は読んでみました。配付資料の二を見ていただきたいと思うんですが、これは、一九二一年、大正十年になりますけれども、二月七日、貴族院本会議の質疑であります。仲小路廉議員の質問で、ちなみにこの方は検事なんですね、こうおっしゃっています。

是ニ付マシテ私共ノ疑ヲ懷キマス点ハ、第一二判事ニ対シテ之ニ一定ノ年限ヲ定メテ、其年限ニ到達スレバ其職ヨリ之ヲ退カシムルト云フコトガ、是ガ憲法ニ抵触ハシナインデアルカ、此憲法ノ精神ニ違フヤウナコトハナイカ、是ガ第一ノ疑アリマス、ト申スハ憲法五十八条これは大日本帝国憲法ですけれども、

憲法五十八条ニ於テ、「裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其職ヲ免セラル、コトナシ」斯ウアル、然ニ今度ノ規定ニ依レバ裁判官ガ或一定ノ年限ニ達スルト其職務ヨリ退カシムル、斯ウ云フコトニナツチ居ルノデアルカラ、スレバ今度ノ規定ハ憲法五十八条ノ規定ト抵触ハシナイカ、是ハ私ノミナラズ同僚各員ニ於テ多ク懷カレル疑問アリマス、

こういう質問なんですね。

つまり、四十四回帝国議会では、裁判所構成法に定年制度、定年延長制度を導入することが、当時の大日本帝国憲法五十八条、司法の独立を害するのではないかということが大問題になつたんですね。

この質問に対し答弁をしたのが原敬総理大臣、史上初の政党内閣を率いた総理大臣であります

す。
一ページ飛ばして、二百四十一ページの下段の

方を見ていただきたいんですが、原總理はこう答弁しております。

今日提案イタシテ居ルヤウナルコトハ、左様ナル種々ノ弊害ヲ予期シテ、是ハ不当ナル案ナリ

ト断定スルベキモノデハナカラウト考ヘル、ナゼト申スノニ、憲法ニ於テ裁判官ノ位置ヲ保証

セラレタルノモ、裁判所構成法ニ於テ之ヲ保障シテ居ルノモ、要スルニ行政官ノ意思ナドニ依ニ、卷三ニ第一回山名、二番三カ月、用文

テ 勝手次第二裁判官ノ位置ヲ動カシテハ相成ラヌト云フ精神ヨリ、保障シテアルノデアリマス、

ちよつと飛びますが、
行政府ノ意思ニ依テ効ウスコ、ガ宜ノフナイ、

行政官ノ意思ニ依テ動カスニシム大宣ジタケノ事
云フガ為ニ、憲法並ニ裁判所構成法ノ規定アリ
タリト解釈イタヌノガ適當ナリトシマスノバ、

アリマセヌ、
今回提出ノモノハ行政官ノ意思ニ依テ動クノデ

つまり、大臣、第四十四回帝国議会では、行政官の意思によつて司法への介入に道を開くのでは

いか、裁判所構成法はそれに道を開くのではな
いかという懸念が示されて、当時の総理大臣始

め、ほかの議事録にも、大臣とか役人が繰り返し繰り返しこれを否定しているんです。（発言する

者あり)いや、これはきょう、時間の関係で、やるんですが、後でそれは、じゃ、言いましょう。

要するに、行政官の意思で勝手次第に裁判官の位置を動かしては相ならぬ精神、これこそが裁判

所構成法の根本的な趣旨なんですよ。提案者の内閣トップである総理の答弁から明らかであります

す。

○これを今になつて、事もあるうに、その行政官である法務省が行う解釈変更の根拠にするなど、大臣、これは許されないんじゃないですか。

○松島委員長　速記をとめてください。

〔速記中止〕

○松島委員長　速記を起こしてください。

川原刑事局長。

○川原政府参考人　お答え申し上げます。

御指摘のペーパーは私ども刑事局の内部の検討の際に用いたペーパーでございますので、私の方から御答弁させていただきますが、今委員が御指摘になつた部分は、定年制度の趣旨が裁判所構成法と同じであるということを記載しているだけでございまして、勤務延長の解釈変更の根拠となるものとしてこれを指摘しているものではございません。

○藤野委員　いやいや。法務委員会の理事会に正式に皆さんのが何と言つて出してきたか。今般の解釈に関する意思決定過程等を明らかにする文書として出されてきたんですよ。

三つの出されてきています。この三つの文書に、定年制度の趣旨というのが何回も出てくるんですね。定年制度の趣旨の範囲内であればいいとか、定年制度の趣旨に合致するから今回やるんだ、そういう論立てなんですよ。

この三つの文書のうち、では、その定年制度の趣旨の根本は何ですかというのを書いているのは、ここしかないんです。この四十四回帝国議会でいうものしかないんですよ。文言まで出されている。

実際、確かに、定年制度の文言はありますけれども、実際に議論されたのは、それをやつてしまつたらまさに司法の独立を侵すじゃないですか、こういう話なんです。それこそがまさに趣旨になつてゐるわけですね。

重ねて大臣にお聞きしますけれども、同じ資料の二百三十九ページの上段に、仲小路廉さん、この二三百字の文章で、その趣旨が記載されています。それはまさに定年制度の趣旨であります。これが今になつて、事もあるうに、その行政官である法務省が行う解釈変更の根拠にするなど、大臣、これは許されないんじゃないですか。

○松島委員長　速記をとめてください。

「これを今になつて、事もあろうに、その行政官である法務省が行う解釈変更の根拠にするなど、

トハアルマイト私ハ思フ、若シモ他日甚ダ不当ナコトヲ為ス政府、甚ダ不条理ナコトヲスルヤウナ司法大臣ノ在職ノ時ニハ、ドンナ法律ノ制度ヲ立テラレルカモ知レナイ、如何ナル悪法モ法ハ法アルト云フ名ノ下ニ、遂ニ憲法ノ精神ヲモ蹂躪シテ仕舞ツテ、行政権ガ全ク司法権ヲ併合シ終ルヤウナ結果ガ出来テハナラヌノデアル、これに對して、原總理は何と答えていたか。

斯様ナル法律上規定ヲ設ケマシタナラバ、後ニハ乱暴ナル政治家ガアツテ、國民ノ信頼スル所ノ裁判官ノ位置ヲ動搖セシムルガ如キ、無法ナル案ヲ提出イタサナイトモ限ラヌ、斯ウ云フ御心配モアリ其他色々列挙セラレマシタガ、是ハ成程サウ心配イタセバ私共モ心配セザルニアラズデアリマス、併シ左様ナル乱暴ナル人ガアリマシテ法案ヲ提出シタ場合ニ、両院ガ之ニ協賛ヲ致スダラウトハ常識上予期サレヌノデアリマス、然ル以上ニハサウ云フ人ガアリマシタ処ガ、サウ憲法ヲ無視スルヤウナ乱暴ナコトハ、恐ク其氣遣ヒハナイト常識上今日ハ考ヘテ置カナケレバナラヌノデアリマス、私は、これは百年前の議事録なんですけれども、百年前の議事録なのに、今の国会を見て書いたらよくなやりとりだというふうに思つて読みました。

大臣、お聞きしますが、今度は大臣にお聞きします。今大臣がやつてていることは、百年前に原敬総理大臣が常識上あり得ないと言つていた、この常識上あり得ないというのは国会に法律を提出するということなんですよ。乱暴なる政治家が法律を国会に提出することは常識上予期されぬのだ、仮にそういうことがあつても、国会がそれを否定するだろ、こういうことなんです。ですから、法律の前提なんですが、大臣がやつてているのはそれですらない。まさに、原總理が百年前に常識上あり得ないと言つたことをはるかに超える異常なことなんです。

○堀田最高裁判所長官代理人 裁判所についてお答え申し上げます。

○藤野委員 三権分立というものを根底から覆すものだ、そういう認識はありますか。

○森国務大臣 委員の御説明は裁判官の話である

と思いますが、司法権の独立の確保のため、検察官の独立性も要請されるものと承知をしておりま

す。

他方で、検察官も行政官であり、一般職の国家公務員でございます。そして、勤務延長制度の趣旨は検察官にもひとしく及ぶというべきであるこ

となどからすれば、検察官の勤務延長について

は、一般法である國家公務員法の規定が適用されると解釈でき、何ら検察官の独立性を害するもの

はないと解しております。

○藤野委員 戰前の裁判所構成法は検事と判事

で定年延長を明確に区別しているんですね、手続

の総会の決議が必要なんです。ところが、同じ法

律の八十九条の二では、検事については、そういう

は、判事については、三年間以内の定年延長をする場合は、大臣だけではなくて控訴院又は大審院

上、裁判所構成法七十四条の一のただし書きで

は、判事については、三年間以内の定年延長をする

に適用事例がないんですね。何でないのか。

それはやはり、これまで見てきたように、戦前

の国会で大問題になつたからなんですよ。裁判所構成法が司法権の独立を侵害するのではないかと

いう質問が相次いで、總理や大臣や役人が否定に追われるわけです。ですから、これは結局適用さ

れずに死文化を余儀なくされたというのが裁判所構成法の定年延長制度なんです。

大臣、死文化してしまつた制度を、今回、法務省自身が出してきた文書で、定年延長制度の趣旨

だといつて根拠にしている、こんなことはあり得ないんじゃないですか。

○森国務大臣 根拠にもしておりますんし、延長特別の、他の機関の総会決議は要らないんです。

司法院だけができるんですね。

つまり、戦前というのは、司法の独立という場

合に、検事はそれに關係しないものとされて、一

段低くされていました。ところが、現行憲法

は、それを司法に準ずるものとして身分保障を強

めたんですね。だから、よりその趣旨が当たるわ

けですよ。それを、今回まさにやろうとしている。

○藤野委員 いや、ちょっとそれはまたやります

けれども、私がお聞きしたいのは、要するに、過

去の国会審議があたかも法務省の見解を正当化す

るような文書なんですね、法務委員会の理事懇に提

出してきたのは。こういう根拠がありますよと

いつて、定年制度延長があたかも国会審議に基づ

くかのような資料を国会に提出した。これは私は

許せないと思うんです。

法務省自身が意思決定過程を明らかにする文書

という位置づけで、与党を含めた理事懇の正式な

懇談会に、こういうむちやくちやな、全く事實と

異なる文書を出してきました。この責任を大臣はどの

ようにお感じになつていますか。

○松島委員長 質疑を持ち時間が終了いたしました

ので、簡潔にお願いします。

裁判所構成法に基づいて検事について定年延長

を適用した例がわかる資料は見当たりませんの

で、お尋ねの点については承知していないところ

でござります。

○堀田最高裁判所長官代理人 裁判所についてお

答え申し上げます。

○藤野委員 確かに求めに応じて、求めました、

出しましたのでござります。

○森国務大臣 確かに求めに応じて、求めました、

出しましたのでござります。

○松島委員長 質疑を持ち時間が終了いたしました

ので、簡潔にお願いします。

裁判所構成法に基づいて検事について定年延長

を適用した例がわかる資料は見当たりませんの

で、お尋ねの点については承知していないところ

でござります。

○堀田最高裁判所長官代理人 裁判所についてお

答え申し上げます。

○藤野委員 確かに求めに応じて、求めました、

出しましたのでござります。

○森国務大臣 御指摘の御答弁は、令和二年三月

九日の参議院予算委員会において、小西委員か

ら、そこからどのような社会情勢の変化があつ

て、日本じゅうの検察官に勤務延長が必要になつ

たのでしようかということについて答弁をしてい

る中でございますが、その中で、東日本大震災の

福島県いわき市の検察の活動についての部分を撤